

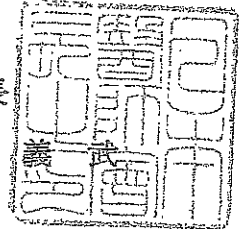
平成29年12月15日

病院長各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
担当理事 峰野 元明

神奈川県医師会を通じ、日本医師会より通知がございましたので、お知らせ致します。

日本医師会会長
横 倉



「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

先般、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、指定研修機関の確保を推進するため、指定研修機関として効率的かつ円滑に特定行為研修を実施できる体制の整備が必要とされました。本件は、これを受けて、指定研修機関が行うこととされている事務の一部を委託することが可能であることを周知するとともに、委託する際の留意事項について明確化したものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、改正後の通知全文につきましては、都道府県医師会宛文書管理システムに掲載いたします。

<送付資料>

- ・平成29年11月8日付医政局長通知（新旧対照表）
- ・参考 第13回看護師特定行為・研修部会資料（抜粋）

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

改正後	現 行
<p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 手順書</p> <p>(1) 手順書の記載事項</p> <p>手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であって、次に掲げる事項が定められているものであること。(改正後の法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6. 指定研修機関</p> <p>(1)～(13)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 事務の委託関係</p> <p><u>指定研修機関における研修の管理・運営に係る事務を委託する場合は、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託しなければならないこと。また、この場合において</u></p>	<p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 手順書</p> <p>(1) 手順書の記載事項</p> <p>手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であって、次に掲げる事項が定められているものであること。(改正後の法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6. 指定研修機関</p> <p>(1)～(13)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>(新設)</p>

は、指定研修機関又は指定研修機関の指定を受けようとする者は、委託の内容を記載した書面又は電磁的記録を作成し、委託の終了まで保存すること。

なお、6. (14) において地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとされているものについては、当該事務を委託した場合であっても、当該指定研修機関又は当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

7 (略)

第3 留意事項

(略)

(別紙) (略)

7 (略)

第3 留意事項

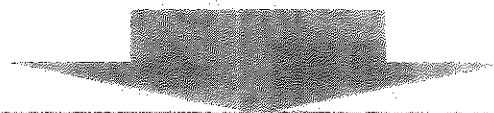
(略)

(別紙) (略)

**資料1 特定行為に係る看護師の研修制度に係る
現状及び課題、今後の推進方策について**

① 医療関係団体等による特定行為研修の取組の推進について (指定研修機関に係る規定の見直し)

- 指定研修機関の確保を推進するためには、医療関係団体等のネットワークを活用した普及啓発や支援により、傘下の施設が、効率的かつ円滑に、指定研修機関として特定行為研修を実施できる体制の整備が必要である。
- また、現在、医療関係団体が傘下の施設と連携して、効率的な運営を行う指定研修機関が出てきている。
 - ※ 医療関係団体の本部が、指定研修機関としての指定を受け、特定行為研修の修了証の交付や帳簿の管理等の一部の事務を実施し、当該団体の傘下の施設が、特定行為研修管理委員会の運営を除く、全ての指定研修機関の指定の基準を満たした上で特定行為研修を実施している事例がある。
- これを踏まえ、早期に、指定研修機関に係る規定の見直しを検討することが必要ではないか。



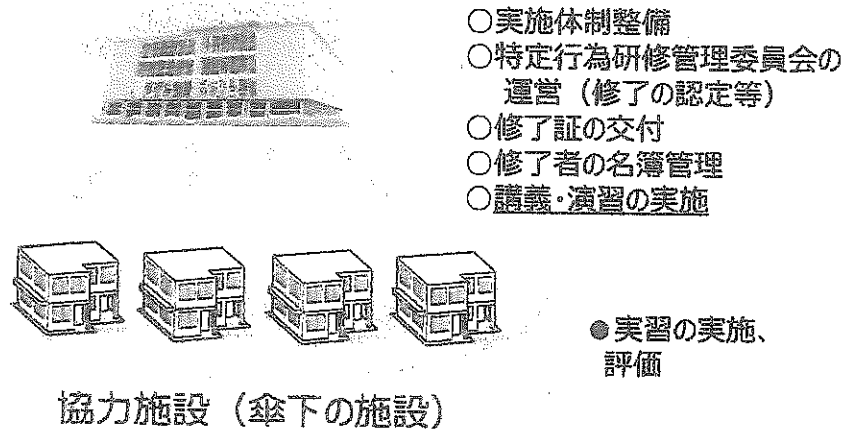
指定研修機関に係る規定の見直し(案)

- 指定研修機関が行うこととされている以下の事務の一部
 - ・ 特定行為研修修了証の交付
 - ・ 特定行為研修を修了した看護師に関する名簿の厚生労働大臣への提出
 - ・ 記録の保存
 - ・ 指定研修機関の指定申請及び変更の承認に係る申請等を当該指定研修機関が所属する医療関係団体等に委託することを認めてはどうか。
- ※ 上記に対応するため、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年3月、厚生労働省令第33号)について、必要な見直しを行う。

(参考) 医療関係団体等が傘下の施設と連携して特定行為研修を行う場合のイメージ

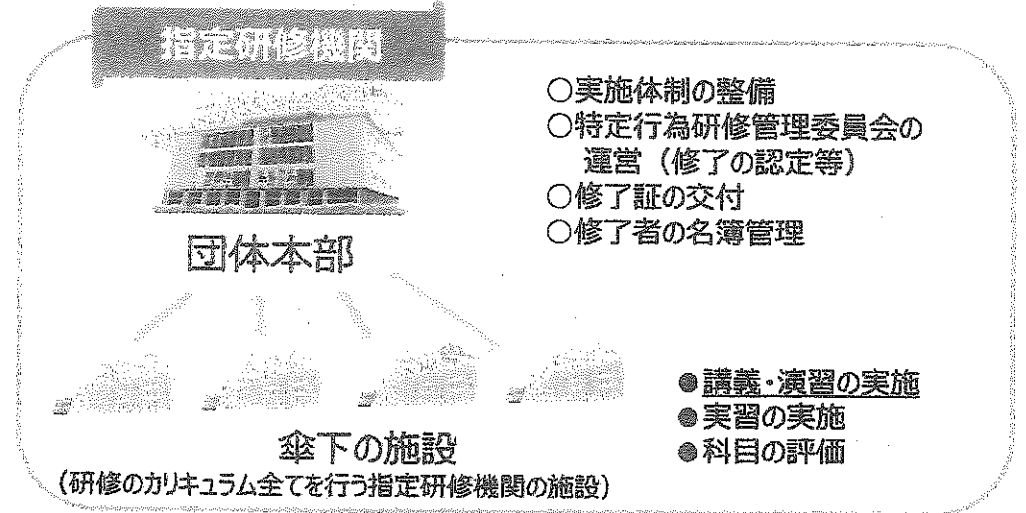
これまでのタイプ【団体本部主導型】

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営に加え、講義・演習等の研修の実施を行う。
- ◆ 傘下の施設が、実習などの研修の一部の実施を担う。



これまでのタイプ【団体本部管理型】

- ◆ 団体本部が、研修の管理・運営のみを行う。
- ◆ 傘下の施設が、研修修了証の交付等の一部の事務を除く、研修の実施の全部を担う。



規程見直し後の新たなタイプ【傘下施設独立型】

- ◆ 指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託

